



航空危険物規則書第 53 版(2012 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 53rd Edition Effective 1 January 2012

ADDENDUM

Posted 1 November 2012 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2012 年 1 月 1 日発効の第 53 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書第 53 版の頁数を表している。

第 1 章

7 頁 — 1.5.0.2 を以下のとおり訂正。

表 1.5.A、~~または~~1.5.B ~~または~~ 1.5.C において特定されたカテゴリーに入れられる従業員は、教育訓練を施すか、またはその従業員が表 1.5.A、~~または~~1.5.B ~~または~~ 1.5.C において特定された職務を遂行する前に、教育訓練実施済みであることを確認しなければならない。

7 頁 — 1.5.1 を以下のとおり訂正。

1.5.1 教育訓練プログラム

以下の者により、またはその代理人により、初回教育訓練および更新教育訓練のプログラムが設定され、かつ維持されていかなければならない。

- 運航者
- 運航者のために、貨物、郵便または補給品の受託、取り扱い、搭載、取り卸し、積み替えまたはその他の処理業務を行う地上取り扱い代理業者
- 運航者のために空港内において、旅客の取り扱い業務を行う地上取り扱い代理業者
- 運航者のために空港外において、旅客のチェックイン業務を行う代理業者
- フレイトフォワード
- 危険物の荷送人、梱包業者および荷送人の責任を引き受ける個人または組織が含まれる。および
- 旅客とその手荷物および/または貨物、郵便または補給品の保安検査に従事する代理業者、および
- 指定郵便事業者

8 頁 — 新規項番 1.5.4 を以下のとおり挿入し、その次の項番を訂正する。

1.5.4. 教育訓練カリキュラム — 指定郵便事業者

指定郵便事業者のスタッフは、その責任に相応した教育訓練を受けなければならない。それぞれのカテゴリーのスタッフが慣熟すべき分野は表 1.5.C に示されている。

8 頁 — 1.5.5(従前の 1.5.4)を以下のとおり訂正。

1.5.45 認可

運航者の従業員のための危険物教育訓練プログラムは、運航者が属する国の当局によって審査および認可を受けることを条件としなければならない。指定郵便事業者によって郵便物が受託される場合、指定郵便事業者の危険物教育訓練プログラムは、国の民間航空局によって審査および認可を受けることを条件としなければならない。運航者および指定郵便事業者を除く 1.5.1 に示したすべてのカテゴリーの者に対する危険物教育訓練プログラムは、国の当局によって定められた審査および認可を受けることが望ましい。

その次の項番を 1.5.5 から 1.5.6、および 1.5.6 を 1.5.7 に訂正する。

1.5.56 教育訓練記録 [……]

1.5.67 講師の資格 [……]

10 頁 — 新規の表 1.5.C を以下のとおり挿入。

表 1.5.C

指定郵便事業者向け教育訓練カリキュラムの最小限の要件(1.5.4)

航空の危険物輸送についての最小限習熟すべき分野	指定郵便事業者		
	a	b	c
一般原理	X	X	X
制限	X	X	X
荷送人に対する一般要件	X		
分類	X		
危険物リスト	X		
一般包装要件	X		
包装基準	X		
ラベリングおよびマーキング	X	X	X
危険物申告書およびその他の関連書類	X	X	
2.4 に記載された危険物の受託	X		
無申告危険物の識別	X	X	X
保管および搭載の手順			
旅客および乗務員に関する規定	X	X	X
緊急時の対応手順	X	X	X

番号一覧(KEY)

- a. 危険物を含む郵便の受託に従事する指定郵便事業者のスタッフ。
- b. 郵便(危険物を除く)の処理手続きに従事する指定郵便事業者のスタッフ。
- c. 郵便の取り扱い、保管および搭載に従事する指定郵便事業者のスタッフ。

注 — 指定郵便事業者のスタッフにカバーすべき教育訓練の概要に係るガイダンスは、ICAO 技術指針(ICAO TI)の補足版(Supplement, S-1;3)で見ることができる。

第2章

26 頁 — 2.4.2 を以下のとおり訂正。

2.4.2 以下の危険物は、その国の郵政当局の規定、およびこれら物質に係る本規則の規定を条件として、郵便物として航空輸送することが認められる。

- (a) **ウイルスを移しやすい物質**。生物由来物質カテゴリーB (UN 3373) に割り当てられたもののみ許可される。ただし、包装基準 650 の要件に従って包装されていること、およびウイルスを移しやすい物質 UN 3373 の冷却材として使用されている固形二酸化炭素(ドライアイス)。
- (b) **被験者の検体標本**。3.6.2.1.4 に定められたようなもの。ただし、3.6.2.2.3.6 により要求されたように分類、包装およびマーキングされていること。および
- (c) **放射性物質**。ただし、放射エネルギーは表 10.3.D で認められている量の 1/10 を超えてはならない。書類に係る規定(10.8)は当該放射性物質には適用しない。
- (d) **機器に組み込まれたリチウムイオン電池 (UN 3481)**。包装基準 967 の Section II の規定に合致するもの。いかなる単一包装物内にも 4 個以下の単電池または 2 個以下の組電池を郵送できる。
- (e) **機器に組み込まれたリチウム金属電池 (UN 34091)**。包装基準 970 の Section II の規定に合致するもの。いかなる単一包装物内にも、4 個以下の単電池または 2 個以下の組電池を郵送できる。

27 頁 — 新規項を以下のとおり挿入。

2.4.3 郵便物に入れられた危険物を航空輸送に導入することの指定郵便事業者の管理手続きは、郵便が差し立てられる国の民間航空局による審査および認可に基づく。

2.4.4 指定郵便事業者は、2.4.2(d)および(e)で明記されている、リチウム電池の受託を始めることができるようになる前に、国の民間航空局による特別認可を取得しておかねばならない。

注:

1. 指定郵便事業者は、民間航空局の特別認可を得なくとも、2.4.2(a)、(b)および(c)に明記されている危険物は受託できる。
2. 国の関係当局および民間航空局のガイドラインは、ICAO の技術指針の補足版 (Supplement, S-1;3) に含まれている。

付録 A:

907 頁 — 以下の新規定義を(「設計 (DESIGN)」の後に)追加。

指定郵便事業者 (DESIGNATED POSTAL OPERATOR)

万国郵便連合 (UPU) 加盟国によって公式に指定された政府または非政府の事業者で、郵便サービスを行い、自国領域についての協定決議から発生する関連義務を履行する者をいう。